第十五期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部	
流動資産	八九
固定資産	二七〇
資産合計	三六〇
負債及び純資産の部	
流動負債	五四
固定負債	二四〇
株主資本	六五
資本金	五〇
利益剰余金	一五
（その他利益剰余金）	（一五）
（当期純利益）	（一）
負債及び純資産合計	三六〇

平成二十六年六月十八日

愛知県豊橋市駅前大通一丁目五番地サーラタワー

株式会社東三河総合ガスセンター

代表取締役社長　源平　力

第一期決算公告

平成二十六年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部	
流動資産	三〇四、八九五
資産合計	三〇四、八九五
負債及び純資産の部	
流動負債	二〇〇、五二五
株主資本	一〇四、三七〇
資本金	一〇四、三三五
利益剰余金	三五
その他利益剰余金	三五
（うち当期純利益）	（三五）
負債及び純負債合計	三〇四、八九五

平成二十六年六月十八日

京都市南区八条内田町三八番地一五

株式会社日本生命科学総研

代表取締役　米倉　穣

配当公告

札幌市中央区北二条西三丁目一番地

破産者　北海鋼材株式会社

右の者に対する札幌地方裁判所平成二十五年（フ）第十九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金八六四、二四九、一八七円

一、配当をすることができる金額

金一五八、二一六、〇三二円

平成二十六年六月十八日

札幌市中央区大通西一〇丁目ＮＹビル三階

破産管財人　吉田　康紀

配当公告

東京都町田市木曽東一丁目七番一九号

破産者　株式会社芳賀建設

右の者に対する東京地方裁判所立川支部平成二十五年（フ）第三九七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二〇一、五四五、六一六円

一、配当することのできる金額

金五九、一二五、三四二円

平成二十六年六月十八日

東京都八王子市明神町四丁目五番三号橋捷ビル六階　破産管財人弁護士　番場　弘文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市青葉区中央一丁目七九〇番地、最後の住所仙台市青葉区あけぼの町一〇番一一号　被相続人　亡　櫻井美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

仙台市青葉区片平一丁目五―二〇―三階

相続財産管理人　松林　昌紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市豊四季台一丁目一番、最後の住所茨城県土浦市神立町六四三番地二六宅老所ＡＳＵＫＡ　被相続人　亡　大橋　弘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

茨城県水戸市渡里町三二七二番地

相続財産管理人　小森　弘道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所群馬県前橋市古市町一丁目一〇番地一二号

被相続人　亡　盧　秀義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号

相続財産管理人　弁護士　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県熊谷市平戸三六九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田中　一生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

埼玉県深谷市西島町三丁目一番七号　杉山ビル五階

相続財産管理人　弁護士　内田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市畑五七一番地、最後の住所千葉県鴨川市広場一三一一番地　緑風荘

被相続人　亡　鈴木　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

事務所千葉県木更津市新田一―七―一四

浜名法律事務所

相続財産管理人　弁護士　浜名　泰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道勇払郡厚真町表町五番地、最後の住所不明、死亡の場所東京都東村山市、死亡年月日平成十六年十月二日、出生の場所東京市杉並区、出生年月日昭和十四年八月二十四日、職業会社員　被相続人　亡　筒井　清次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都狛江市猪方三丁目四二九番地、最後の住所川崎市麻生区高石五丁目二七番一六号　被相続人　亡　前島　芳雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

川崎市川崎区東田町八番地　パレール三井ビルディング一一階一一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　橋本　訓幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県石岡市石岡七九四五番地、最後の住所横浜市南区大岡五丁目二三番一八号コスモハイツ二〇一　被相続人　亡　長谷川喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年六月十八日

横浜市中区太田町四―五五　横浜馬車道ビル七階　横浜ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　畔柳　秀勝

2013年12月期決算公告

2014年6月18日　東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル7階

ウエリントン・インターナショナル・マネージメント・カンパニー・ピーティーイー・リミテッド

日本における代表者　丹羽　将一

貸借対照表の要旨　（2013年12月31日現在）

（単位：千シンガポールドル）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	55,081	流動負債	24,285
固定資産	81,239	固定負債	12,414
		株主資本	107,553
		資本金	6,000
		利益剰余金	101,553
		その他利益剰余金	101,553
		（うち当期純利益）	(21,988)
		評価・換算差額等	△7,932
		為替換算調整勘定	△7,932
資産合計	136,320	負債・純資産合計	136,320